

自衛隊員の再就職等規制について

(平成27年10月)

防衛省

再就職等規制は、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するために導入された、自衛隊員とそのOBが遵守しなければならない法律上のルールです。

目次

- 1 再就職等規制の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制・・・・・・ 5
- 3 在職中の利害関係企業等への求職の規制・・・・・・・・・・ 14
- 4 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制・・・・・・・・・・ 22
- 5 再就職等規制違反の調査・監視体制・・・・・・・・・・ 33
- 6 再就職情報の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

（法令の略称）

○法・・・・・・自衛隊法（昭和29年法律第165号）

○施行規則・・自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）

○施行令・・自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）

○共同命令・・一般定年等隊員の退職管理に関する命令（平成27年内閣官房令・防衛省令第1号）

1 再就職等規制の概要

1-1.再就職等規制の概要

自衛隊員の再就職等規制については、「公務員制度改革について」（平成19年閣議決定）において、特別職の特殊性を十分考慮した上で、一般職の国家公務員に適用される再就職に関する規制に準じた内容の法案を速やかに国会に提出するとされたことを受け、平成26年4月に自衛隊法が改正され、**平成27年10月から施行**されています。

公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため

- ①**他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制**【法第65条の2】
- ②**在職中の利害関係企業等への求職の規制**【法第65条の3】
- ③**再就職者による依頼等（働きかけ）の規制**【法第65条の4】

が導入されます。

1-2.再就職等規制の概要

防衛省では、特別職の特殊性を考慮するため、自衛隊員を、定年年齢に基づき次の2つに区分。

○一般定年等隊員

一般職国家公務員と同様の扱い

将官、事務官等など定年年齢が60歳以上の隊員

○若年定年等隊員

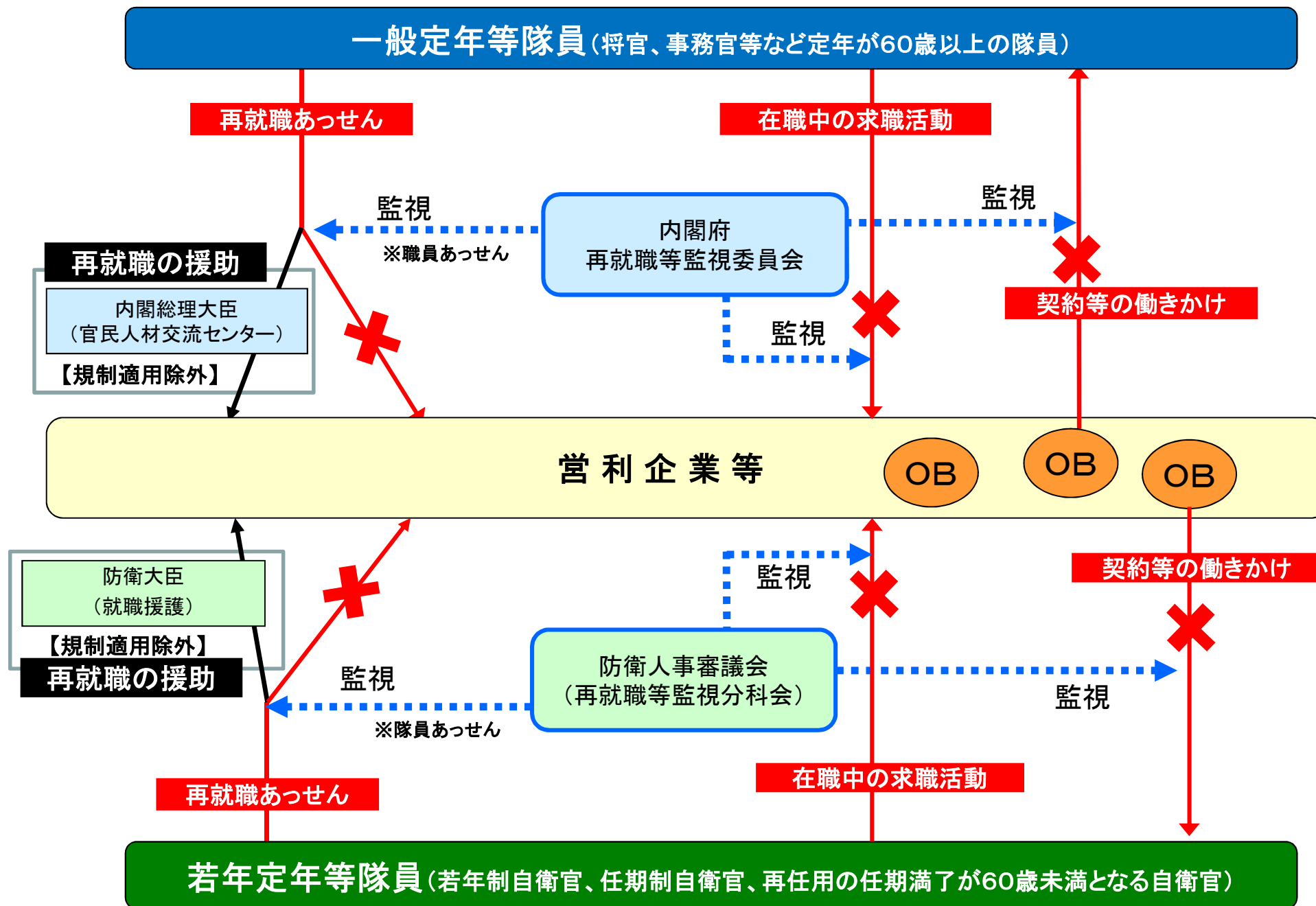
国の責務として就職援護を実施

若年定年制自衛官、任期制自衛官など定年年齢が60歳未満の隊員

このうち、一般定年等隊員については、内閣府に置かれる再就職等監視委員会において、若年定年等隊員については、防衛省に置かれる防衛人事審議会再就職等監視分科会において、再就職等規制の遵守状況を監視するとともに、再就職等規制違反の調査を実施することとされています。



1-3.再就職等規制の関係図



2 他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制

(法第65条の2)

隊員が営利企業等に対し、

他の隊員をその離職後に、又は隊員であった者を、

ア 営利企業等又はその子法人の地位に就かせること
を目的として、

① 当該隊員又は隊員であった者に関する
情報を提供すること

② 営利企業等又はその子法人の地位に関する
情報の提供を依頼すること

イ 当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせる
ことを要求又は依頼すること

は禁止される。

2-1. 「隊員」

隊員が営利企業等に対し、

他の隊員をその離職後に、又は隊員であった者を、

ア 営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、

- ① 当該隊員又は隊員であった者に関する情報を提供すること
- ② 営利企業等又はその子法人の地位に関する情報の提供を依頼すること

イ 当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求又は依頼することは禁止される。

「自衛隊員」をいいます。

※ 任期付隊員、官民人事交流で採用された隊員、再任用隊員（短時間勤務を含む。）を含みます。

ただし、非常勤の隊員、臨時的任用隊員、学生、生徒、条件付採用期間中の隊員を除きます。

2-2.「営利企業等」

隊員が **営利企業等** に対し、

他の隊員をその離職後に、又は隊員であった者を、

ア 営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、

- ① 当該隊員又は隊員であった者に関する情報を提供すること
- ② 営利企業等又はその子法人の地位に関する情報の提供を依頼すること

イ 当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求又は依頼することは禁止される。

全ての「営利企業」及び「**営利企業以外の法人**」をいいます。

※ **営利企業以外の法人**には、特殊法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人等も当然含まれます。

ただし、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人は除きます。

2-3.「隊員・隊員であった者」

隊員が営利企業等に対し、

他の 隊員 をその離職後に、又は **隊員であった者** を、

ア 営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、

- ① 当該隊員又は隊員であった者に関する情報を提供すること
- ② 営利企業等又はその子法人の地位に関する情報の提供を依頼すること

イ 当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求又は依頼することは禁止される。

「自衛隊員（特別職）」をいいます。

以前は自衛隊員の地位にあったが、既に離職して現在では自衛隊員としての地位を有しない者をいいます。

2-4.「地位に就かせることを目的」

隊員が営利企業等に対し、
他の隊員をその離職後に、又は隊員であった者を、

ア 営利企業等又はその子法人の **地位に就かせることを目的** として、

- ① 当該隊員又は隊員であった者に関する情報を提供すること
- ② 営利企業等又はその子法人の地位に関する情報の提供を依頼すること

イ 当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求又は依頼することは禁止される。

ここがポイント

- ✓ **営利企業等からの依頼を受けて情報提供する場合でも、地位に就かせることを目的としている限り、該当します。**
- ✓ 再就職等監視委員会では、地位に就かせようという積極的な意図、意欲まで必要はなく、地位に就くであろうことを認識し、認容していれば足りると考えられています。

2-5.「情報を提供、情報の提供を依頼」

隊員が営利企業等に対し、

他の隊員をその離職後に、又は隊員であった者を、

ア 営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、

① 当該隊員又は隊員であった者に関する **情報を提供** すること

② 営利企業等又はその子法人の地位に関する **情報の提供を依頼** すること

イ 当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求又は依頼することは禁止される。



隊員

(例) 名前や職歴の提供
職務内容や待遇等の求人情報の照会



他の隊員・隊員OB



営利企業等

2-6.「地位に就かせることを要求又は依頼」

隊員が営利企業等に対し、

他の隊員をその離職後に、又は隊員であった者を、

ア 営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、

- ① 当該隊員又は隊員であった者に関する情報を提供すること
- ② 営利企業等又はその子法人の地位に関する情報の提供を依頼すること

イ 当該営利企業等又はその子法人の

地位に就かせることを要求又は依頼 すること

は禁止される。



隊員

再就職の要求・依頼は当然禁止



他の隊員・隊員OB



営利企業等

2-7.「他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制」の例外

(法第65条の2②)

- ① 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊において
就職の援助に関する事務を処理する隊員のうちから
防衛大臣が指定する者（就職援護隊員）が
若年定年等隊員に対して、離職に際しての離職後の
就職の援助を目的として行う場合

- ② 退職手当通算法人（独立行政法人・特殊法人等）に
隊員をいわゆる現役出向させることを目的として行う場合



在職中の利害関係企業等への求職の規制

(法第65条の3)

隊員が利害関係企業等に対し、

ア 離職後に当該利害関係企業等又はその子法人の

地位に就くことを目的として、

① 自己に関する情報を提供すること

② 当該地位に関する情報の提供を依頼すること

イ 当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く

ことを要求又は約束すること

は禁止される。

3-1. 「利害関係企業等」

(施行令第87条の5等)

隊員 が **利害関係企業等** に対し、

ア 離職後に当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを目的として、

- ① 自己に関する情報を提供すること
- ② 当該地位に関する情報の提供を依頼すること

イ 当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを要求又は約束することは禁止される。

「2-1. 「隊員」を参照

隊員が**職務として**携わる次の事務の相手方となる営利企業等をいいます。

- ① **許認可等**を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請(しよう)している
- ② **補助金等**の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請(しよう)している
- ③ **不利益処分**をしようとする場合に名あて人となっている
- ④ **行政指導**により一定の作為・不作為を求められている
- ⑤ 総額2,000万円以上の**契約**(電気・ガス・水道等を除く)を締結している、又は契約の申込みを(しよう)している
- ⑥ 犯罪の**捜査**を受けている

3-2. 「地位に就くことを目的」

隊員が利害関係企業等に対し、

ア 離職後に当該利害関係企業等又はその子法人の

地位に就くことを目的として、

- ① 自己に関する情報を提供すること
- ② 当該地位に関する情報の提供を依頼すること

イ 当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを要求又は約束することは禁止される。

✓ 利害関係企業等からの依頼を受けて情報提供する場合でも、地位に就くことを目的としている限り、該当します。

3-3. 「情報を提供、情報の提供を依頼」

隊員が利害関係企業等に対し、

ア 離職後に当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを目的として、

- ① 自己に関する **情報を提供** すること
- ② 当該地位に関する **情報の提供を依頼** すること

イ 当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを要求又は約束することは禁止される。

(例)

自己の名前や職歴の提供
職務内容や待遇等の求人情報の照会



隊員

利害関係企業等 18

3-4. 「地位に就くことを要求又は約束」

隊員が利害関係企業等に対し、

ア 離職後に当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを目的として、

- ① 自己に関する情報を提供すること
- ② 当該地位に関する情報の提供を依頼すること

イ 当該利害関係企業等又はその子法人の

地位に就くことを要求又は約束 すること

は禁止される。



隊員

自己の再就職の要求・約束は当然禁止



利害関係企業等 19

3-5.「在職中の利害関係企業等への求職の規制」の例外

(法第65条の3②)

- ① いわゆる**現役出向**の際に退職手当通算法人（独立行政法人・特殊法人等）に対して行う場合
- ② **本省係長級以下（1尉・行(一)4級相当以下）**の隊員が行う場合
➡ 意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級の隊員は適用除外
- ③ 若年定年等隊員が、就職の援助を受けて利害関係企業等に対して行う場合
➡ ただし、防衛大臣が行う就職の援助であっても、自主規制として利害関係企業等への職業紹介は行わない予定です。
- ④ 一般定年等隊員が、官民人材交流センターから紹介された利害関係企業等に対して行う場合
➡ ただし、同センターが行う就職の援助であっても、自主規制として利害関係企業等への職業紹介は行わないこととされています。
- ⑤ 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として
再就職等監視委員会又は防衛人事審議会再就職等監視分科会の承認を受けた場合

3-6.「在職中の利害関係企業等への求職の規制」の例外承認

(施行令第87条の8、
第87条の9、施行規則、
共同命令等)

〈申請手続〉一般定年等隊員は再就職等監視委員会に、若年定年等隊員は再就職等監視分科会に申請

〈承認基準〉以下のいずれかに該当し、かつ公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合

- ① 利害関係企業等との間での事務について、当該隊員の裁量の余地が少ないと認められる場合
- ② 利害関係企業等が当該隊員に対し、当該隊員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする地位に就くことを依頼している場合
- ③ 家業を継ぐ場合
- ④ 一般に募集され、公正かつ適正な手続により選考されると認められる地位に応募しようとする場合

①～④ + 公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合

4 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

（法第65条の4）

4

再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

基本形（すべての再就職者が対象）

隊員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者が、

離職前5年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者に対し、

契約等事務であって離職前5年間の職務に属するものに関し、**離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼**すること

は禁止される。

4-1. 「局等組織」

(施行令第87条の6)

基本形（すべての再就職者が対象）

隊員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者が、

離職前5年間に在職していた **局等組織** に属する隊員又はこれに類する者に対し、

契約等事務であって離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することは禁止される。

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 本省内部部局の官房又は局 | ⑨ 陸上自衛隊の部隊及び機関 |
| ② 防衛大学校 | ⑩ 海上自衛隊の部隊及び機関 |
| ③ 防衛医科大学校 | ⑪ 航空自衛隊の部隊及び機関 |
| ④ 防衛研究所 | ⑫ 情報本部 |
| ⑤ 統合幕僚監部 | ⑬ 防衛監察本部 |
| ⑥ 陸上幕僚監部 | ⑭ 各地方防衛局 |
| ⑦ 海上幕僚監部 | ⑮ 防衛装備庁 |
| ⑧ 航空幕僚監部 | |

4-2. 「契約等事務」

基本形（すべての再就職者が対象）

隊員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者が、離職前5年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者に対し、

契約等事務 であって離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することは禁止される。

- ① 防衛省と、再就職者が再就職した営利企業等（子法人を含む。）との間で締結される売買、賃借、請負その他の**契約**に関する事務
- ② 当該営利企業等（子法人を含む。）に対して行われる**処分**（※）に関する事務

※ 行政手続法第2条第2項に規定する処分

4-3. 「職務上の行為をするように(しないように)」

基本形 (すべての再就職者が対象)

隊員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者が、
離職前5年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者に対し、

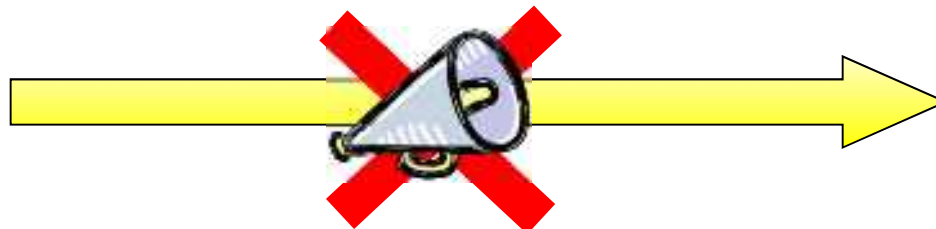
契約等事務であって離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、

職務上の行為をするように、又はしないように 要求し、又は依頼 することは禁止される。

(例) 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
公になっていない情報を提供するよう要求、依頼
再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼



営利企業等に
再就職した隊員OB



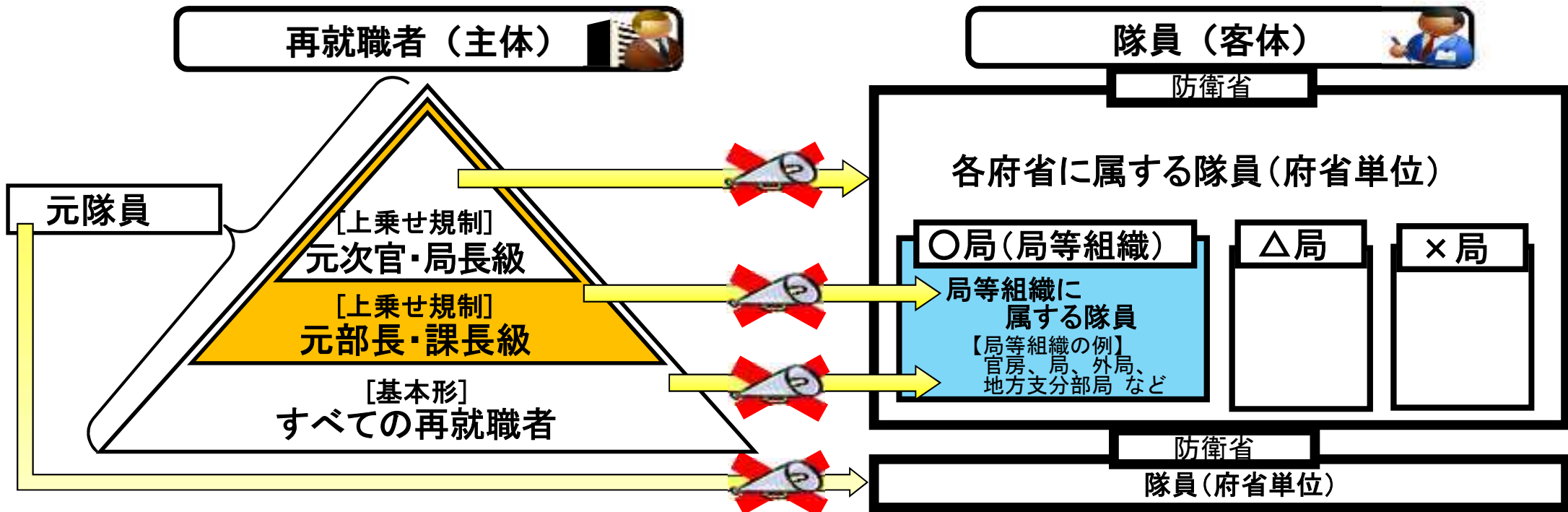
隊員

4-4. 上乘せ規制 (元本省部長・課長級)

(法第65条の4②)

離職日より5年以上前に元本省部長・課長級のポストであった者

- ◆ 離職日より **5年以上前に本省部長・課長級ポストに就いていた者が、**
- ◆ 当該職に就いていた時(離職日より5年以上前)に在職していた **局等組織に属する隊員** に対し、
- ◆ **当該職に就いていた時(離職日より5年以上前)の職務に属する契約等事務** に関し、
- ◆ 離職後2年間働きかけを禁止



元本省部長・課長級は、離職日より5年以上前の契約等事務に関しても基本形と同様の規制が適用

4-5. 上乘せ規制（元本省次官・局長級）

（法第65条の4③）

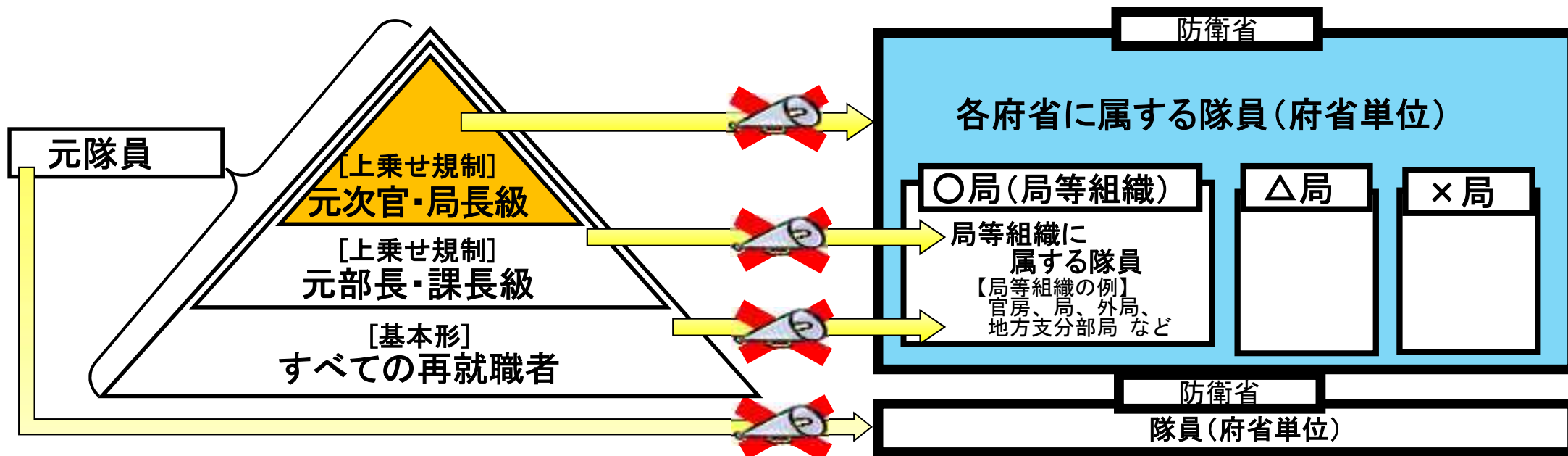
元本省次官・局長級のポストであった者

- ◆ 本省次官・局長級の職に就いていた者が、
- ◆ 防衛省のすべての隊員に対し、
- ◆ 防衛省の所掌に属する契約等事務に関し、
- ◆ 離職後2年間働きかけを禁止

再就職者（主体）



隊員（客体）



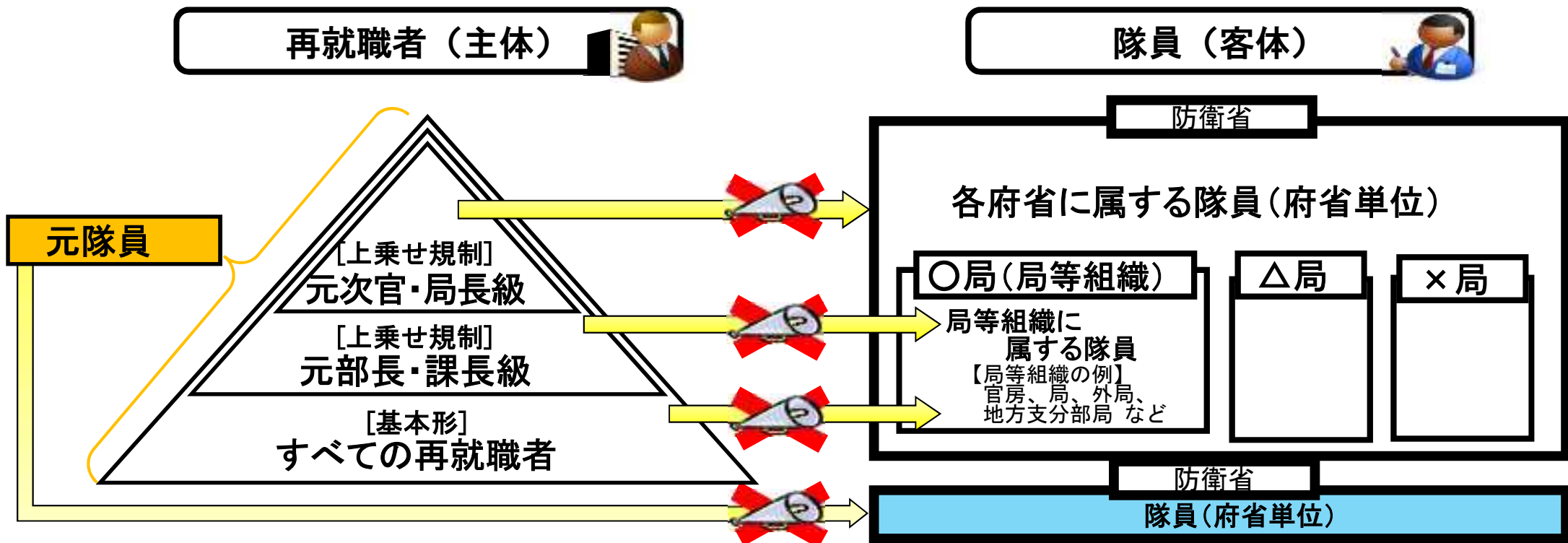
元次官・局長級は、規制対象となる契約等事務と相手方隊員の範囲が、府省等全体に拡大

4-6. 上乗せ規制（自ら決定した契約等事務）

（法第65条の4④）

自ら決定した契約等事務

- ◆ **防衛省のすべての隊員**に対し、
- ◆ 再就職先の営利企業等（子法人を含む）に対する、**自らが決定した**契約又は処分に関して、
- ◆ **期限の定めなく**働きかけを禁止

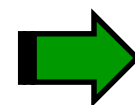


現役時代に自ら決定した契約等事務については、期間の定めなく（永久に）、防衛省の全隊員に対する働きかけを禁止

4-7.「再就職者による依頼等（働きかけ）の規制」の例外

(法第65条の4⑤)

- ① 防衛省による委託を受けて行う試験、検査、検定等の事務又は独立行政法人等（退職手当通算法人）の業務の実施のために必要な場合
- ② 法令又は防衛省との契約に基づく権利行使・義務履行、防衛省の処分により課された義務の履行、法令違反を是正するための処分の要求を行う場合
- ③ 法令に基づき防衛省に申請又は届出を行う場合
- ④ 一般競争入札による契約締結のために必要な場合
- ⑤ 公開（予定）情報の提供を求める場合
- ⑥ 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として
再就職等監視委員会又は防衛人事審議会再就職等監視分科会の承認を受けた場合



次ページへ

4-8.「再就職者による依頼等（働きかけ）の規制」の例外承認

（施行令第87条の19、第87条の20、施行規則、共同命令等）

〈申請手続〉

- 一般定年等隊員であった再就職者
防衛省を經由して再就職等監視委員会に申請
- 若年定年等隊員であった再就職者
在職機関を經由して防衛大臣に申請
（防衛大臣による承認に当たっては、防衛人事審議会
再就職等監視分科会による関与あり）

〈承認基準〉

- ① 継続的給付契約（電気、ガス、水道、NHKの契約）
に関する職務
- ② その他職員の裁量の余地が少ない職務

4-9. 働きかけを受けた場合の届出

(法第65条の4⑩、施行令第87条の22、
施行規則、共同命令)

再就職者による依頼等（働きかけ）の規制で禁止されている行為を受けた隊員は、遅滞なく、以下の事項を、

- 一般定年等隊員にあつては再就職等監視委員会の再就職等監察官に、
- 若年定年等隊員にあつては防衛大臣（再就職等監視室）に、
直接届け出なければなりません。

- ・ 氏名、生年月日、官職又は階級
- ・ 依頼等をした再就職者の氏名
- ・ 当該再就職者の営利企業等の名称、地位
- ・ 依頼等が行われた日時
- ・ 依頼等の内容

※ 届出を行わなかった隊員は、懲戒処分の対象になります。

5

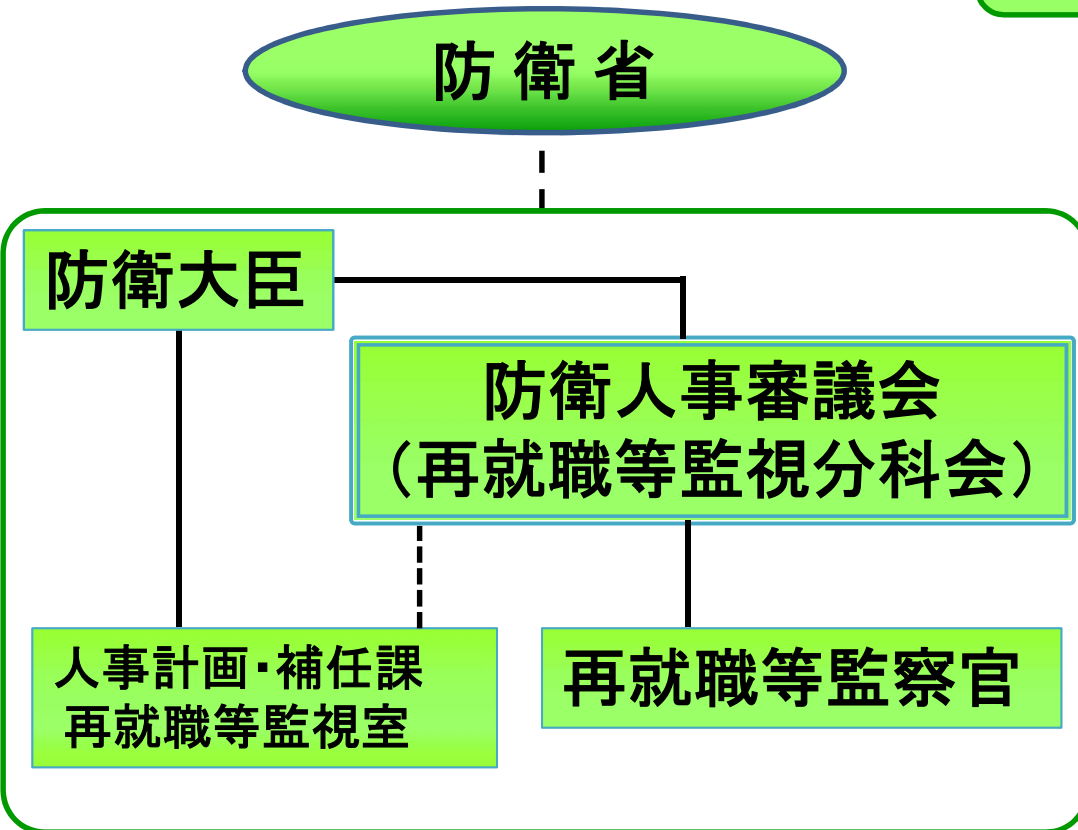
再就職等規制違反の調査・監視体制

(防衛人事審議会令、
国家公務員法第106条の5～15 等)

5-1. 防衛人事審議会再就職等監視分科会の概要

<組織概要>

若年定年等隊員が監視対象



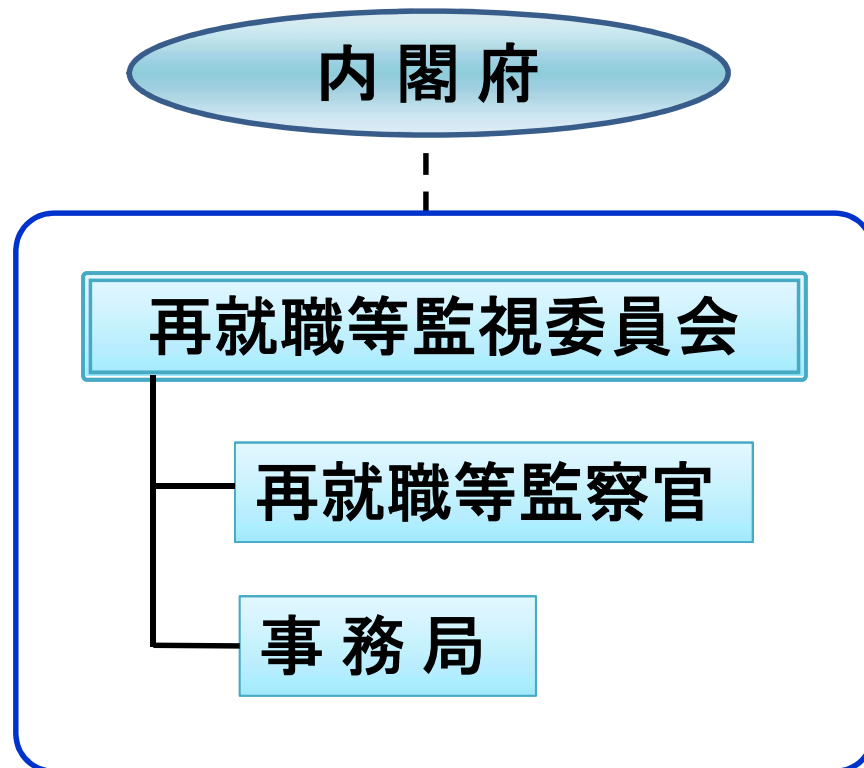
- 防衛省の審議会等である防衛人事審議会の分科会として設置
- 委員5名(うち1名が分科会長、いずれも非常勤)で構成(任期3年)
- 防衛人事審議会に再就職等監察官を置く(常勤1名、非常勤数名)

※ 委員は、隊員としての前歴がない者のうちから、防衛大臣によって任命されます。

また、再就職等監察官は、隊員としての前歴がない者のうちから、防衛人事審議会の議決を経て、防衛大臣によって任命されます。

5-2. 再就職等監視委員会の概要

<組織概要>



一般定年等隊員が監視対象

- ・ 内閣府の審議会等として設置
- ・ 委員長(常勤)、委員4名(非常勤)で構成(任期3年)
- ・ 委員長・委員は独立して職権を行使(指揮命令を受けない)
- ・ 委員会に再就職等監察官を置く(常勤1名、非常勤数名)

※ 委員長及び委員は、国家公務員としての前歴がない者のうちから、国会の同意を得て、内閣総理大臣によって任命されます。

また、再就職等監察官は、国家公務員としての前歴がない者のうちから、再就職等監視委員会の議決を経て、内閣総理大臣によって任命されます。

5-3. 委員会及び分科会の調査権限

- ① 証人喚問
- ② 書類提出要求
- ③ 調査対象の隊員・OBへの質問
- ④ 調査対象の隊員が勤務する(OBが隊員として勤務していた)場所への立入検査

委員会及び分科会の行う調査に関する罰則

⇒ 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金

① 証人喚問及び書類提出要求関係

- ◆ 虚偽の陳述をし、又は虚偽の記載をした書類等を提出した場合
- ◆ 正当な理由なく証人喚問又は書類提出要求に応じなかった場合

② 立入検査関係

- ◆ 立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした場合(調査対象者を除く。)

③ 秘密事項の証言関係

- ◆ 調査の際に要求した情報について、陳述及び証言を行わなかった場合

5-4. 再就職等規制に違反した場合

【隊員】

行為の態様	職務上不正な行為を伴わない場合	職務上不正な行為を伴う場合
他の隊員等に関する情報提供等 あっせん規制違反 他の隊員等を再就職させることの要求又は依頼	懲戒処分	職務上不正な行為を伴うこと等の見返りとして、他の隊員等を再就職させることを要求・約束した場合 刑事罰（3年以下の懲役）
自己に関する情報提供等 求職活動規制違反 自ら再就職することの要求又は依頼	懲戒処分	職務上不正な行為を伴うこと等の見返りとして、自己を再就職させることを要求・約束した場合 刑事罰（3年以下の懲役）
働きかけ規制違反	働きかけを受け、届け出なかった場合 懲戒処分	働きかけを受け、職務上不正な行為をし、または相当な行為をしなかった場合 刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
行為の態様	「約束後速やかに」届け出なかった場合	虚偽の届出をした場合
再就職の届出義務違反	懲戒処分	

【再就職した元隊員】

行為の態様	職務上不正な行為を伴わない場合	職務上不正な行為を伴う場合
働きかけ規制違反	過料（10万円以下）	隊員に対して職務上不正な行為をするよう働きかけた場合 刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
行為の態様	処分内容	
管理職隊員であった者が独法等の役員等に再就職しようとする場合の届出 再就職の届出義務違反	「再就職する前」に届け出なかった場合	虚偽の届出をした場合
	過料（10万円以下）	
管理職隊員であった者が営利企業等に再就職した場合の届出	「再就職後速やか」に届け出なかった場合	虚偽の届出をした場合
	過料（10万円以下）	

(注)このほか正当の理由がなく調査に応じなかった場合等についても罰則が科せられる。



再就職情報の届出

(法第65条の11)

6-1. 再就職情報の届出

(法第65条の11、施行令、施行規則)

再就職情報について、政府としての一元管理及び国民への情報公開を的確に実施する観点から、再就職情報の届出が義務づけられます。

- ① 隊員が、在職中に、営利企業等への再就職を約束した場合
⇒ 約束後速やかに届出
- ② 管理職隊員（1佐(三)Ⅱ種・行(一)7級Ⅱ種相当以上の隊員）が、離職後二年間、行政執行法人以外の独立行政法人、特殊法人、認可法人又は公益法人の役員（非常勤を除く）等に再就職しようとする場合
⇒ 再就職前に届出
- ③ 管理職隊員が、離職後二年間、営利企業に再就職した場合や報酬を得て営利企業以外の団体に再就職した場合
⇒ 再就職後速やかに届出

※ 若年定年等隊員及び一般定年等隊員ともに防衛大臣に届出
届け出られた管理職隊員に関する情報は、四半期毎、内閣に報告（併せて、防衛省において公表）
内閣は、毎年度、各府省分の報告をとりまとめ公表

6-2. 再就職情報の届出・公表の流れ

届出～公表の流れ

隊員
(管理職隊員又は管理職であった者を除く、全隊員)

管理職隊員又は管理職隊員であった者

1. 再就職の約束時

(1週間以内に届出)

(1週間以内に届出)

退職日

2. 独法等の役員等に再就職する前

(届出)

再就職日

3. 営利企業等に再就職後

(1ヶ月以内に届出)

- 防衛大臣が任命権者の場合は「防衛大臣」
- 任命権者が防衛大臣以外の場合は、当該任命権者を経由して防衛大臣

内閣

公表

【お問い合わせ先】

電話 03-3268-3111 (代表)

(全般)	人事教育局人事計画・補任課 再就職等監視室	(内線 2 3 5 8 4)
(援護)	人事教育局人材育成課 援護企画室	(内線 2 3 6 4 5)
(事務官等)	大臣官房秘書課	(内線 2 0 2 0 5)
(陸自)	陸上幕僚監部人事部募集・援護課	(内線 4 0 3 1 2)
(海自)	海上幕僚監部人事教育部援護業務課	(内線 5 1 2 8 6)
(空自)	航空幕僚監部人事教育部援護業務課	(内線 6 0 3 2 1)
(防衛装備庁)	長官官房人事官付	(内線 3 5 1 6 2)



ご協力よろしくお願いたします。

